

令和2年度 第1回東海村国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和2年8月25日(火) 午後1時30分から2時30分まで
- 2 場所 東海村役場 行政棟201会議室
- 3 出席者 公益代表：河野健一 会長，宮本甚吉 委員(会長代理)
保険医代表：石川誠 委員，尾形孝 委員
被保険者代表：井坂愛子 委員，福地さか江 委員 ※全員出席
(事務局)
福祉部：関田秀茂 部長，住民課：伊藤広顕 課長，住民課：照沼規夫 課長補佐，
住民課保険年金担当 堆瑞穂 係長

4 議題・結果

- ・議案第1号 令和元年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について⇒承認
- ・議案第2号 令和2年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について⇒承認

5 会議の概要

(1) 開会

- ・課長進行により開会。

(2) 事務局紹介

- ・今年度，人事異動により事務局に変更があったため紹介。

(3) 部長あいさつ

- ・国保運営協議会の委員の皆様には，御多用の中，御出席いただき誠に感謝。また，日頃より東海村国保の運営について，格別なる御高配を賜り改めてお礼申し上げる。
- ・現在，新型コロナウイルス感染者が全国的に日々確認されており，本村においても8月19日現在，感染者が9例確認されている。さらなる感染拡大が懸念され，住民の健康への影響などを危惧している。
- ・こうした中，東海村国保においては，被保険者の生活を守るために，新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入等が前年より3割減少した国保被保険者を対象とした保険税の減免と，新型コロナウイルスに感染した被保険者に対する傷病手当金の支給等の対策を講じているところ。
- ・本日は，事前にお配りした資料に基づき，令和元年度決算及び令和2年度補正予算案について御審議賜りたい。

(4) 会長あいさつ

- ・本日は，国保運営協議会にお集まりいただき誠に感謝。2月に就任してから会議がまだ2回目ということで，皆さまのご協力をお願いしたい。
- ・1回目の会議を確認してみたところ，2月19日の開催だった。その頃はまだマスクをしていないような状況だったが，それからコロナが現在のように流行り始めている。
- ・午前中，議会で意見交換をしてきたところで，最近では，住民の方が長いコロナの影響で，体や精神的にも調子が悪くなってきたり，経済的にも厳しい方もいらっしゃるとの話があった。
- ・本日は，国民健康保険事業の決算の話もある。将来的に国保がきちんとまわっていくように会議を行っていききたいと思うので，皆さまのご協力をお願いしたい。

(5) 議事録署名人の選任

- ・東海村国民健康保険規則第7条により，福地委員と石川委員を議事録署名人に選任。

(6) 議長の選出

- ・東海村国民健康保険規則第4条第4項により，河野会長を議長に選出。

(7) 議事進行

- ・河野議長により議事進行。

—【報告第1号】令和元年度東海村国民健康保険事業特別会計決算について—

- ・事務局より別紙資料のとおり説明。

【質疑応答】 ※「・」委員，「→」事務局

- ・滞納繰越額の内訳について、令和元年度が平成30年度と比べて倍程になっているが原因は？
- 国保税の滞納整理は年度が古い分から納付いただいたり、場合によっては不能欠損していくので、年度が新しいほど額は大きくなる。
- ・元年度の滞納世帯数も、これから200件以内くらいに減らせていけるということか？
- 元年度についてもこれから収納を進めるので、ある程度数は減ってくると思われる。
- ・不納欠損は、どのようにやっているのか？
- そのままにしておくとし効になってしまうので、様々な対応を取って収納を進めるが、最終的には古い分から欠損していくことになる。
- ・国保税の未収額が大きいですが、対策は取っているか？
- 国保税に未納があれば督促や催告を行っており、滞納繰越分については、税務課収納管理室に対応をお願いしている。また、前年度分に未納があれば保険証の有効期限を短くした短期保険証を発行し、更新には、税務課での納税相談や少しでも納付が必要といった対応としている。さらに、高額滞納者については、県の租税債権機構に滞納整理を委託し、場合によっては、財産調査や差押えも行っている。
- ・国保税専門の滞納整理係はないのか？他のところでは専門がいるところもあるだろう。
- 東海村では、税務課収納管理室で、国保税に限らず、資産税や住民税等も併せてやっている。
- ・滞納世帯が350件ほどあるが、このうち何件くらい資格者証を出しているのか？高校生までは無料だから出していないだろう。
- 短期保険証は少しでも支払があれば交付するが、資格者証については、さらに全く支払いがない場合に交付するものなので、かなり絞られてくる。十数件と思われるが、詳しい数字は確認してから後ほどお答えする。資格者証までくると支払いが困難な方が多い。なお、高校生以下については、未納があっても短期保険証にはせず、1年間有効期限の保険証を交付している。
- ※確認後、資格者証発行は19件であることを報告。

—事務局説明・質疑応答後、議長により【報告第1号】の承認確認あり、一同了承。—

—【議案第1号】令和2年度東海村国民健康保険事業特別会計予算（案）について—

- ・事務局より別紙資料のとおり説明。

【質疑応答】 ※「・」委員，「→」事務局

- ・基金積立の理由について、今後の納付金に使うためとあったが、この使い方によいか？
- 以前は、療養給付費（医療費）支払いのために基金を積立していたが、平成30年度に国保制度が変わり、県が医療費を支払うようになったので、その必要はなくなった。しかし、県へ支払う納付金（前年度の医療費に応じて決定）というものがあり、この納付金が医療費によっては急に高くなる可能性があるため基金を積み立てている。国保税を納付金に合わせてその都度税率改定するのではなく、基金で対応するために積み立てる。

—事務局説明・質疑応答後、議長により【議案第1号】の承認確認あり、一同了承。—

(8) 議事終了

(9) 事務局補足

- ・別紙資料「広報とうかいR2.6.25号の国保税に関するお知らせ」、 「令和元年度国保税収納率」を補足説明。

(10) 閉会

- ・課長により閉会。

以上